

第 28 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 6 年 6 月 14 日（金） 午後 1 時 30 分
2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303 委員会室
3. 閉会の年月日 令和 6 年 6 月 14 日（金） 午後 1 時 52 分

4. 出席委員（14 人）の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員（2 人）

- 2 番 成田春光
10 番 長内悟

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
第 2 参与及び書記の任命
第 3 議案第 108 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について
議案第 109 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第 110 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
議案第 111 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第 112 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
報告第 66 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 67 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 秋 庭 誠 一	事務局次長 工 藤 江 里 子	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	-----------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 30 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 12 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第 28 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
12 番瓜田良一委員と 13 番貴田徳正委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局
長、工藤次長、書記には蒔苗主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第１０８号から議案第１１２号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず、最初に議案第108号の審議に入ります。
事務局より説明願います。

事務局長 議案第108号農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について。

農地法第5条第3項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。

本案件は2件ございます。場所につきましては、配布している皆様のお手元にある地図でご確認ください。土地の表示は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積は165㎡と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積は241㎡の2筆となっております。申請理由は、普通住宅建築のためとなっております。農地区分につきましては、農業振興地域外の第3種農地となっております。議案は第2種農地となっておりますが、第3種農地へ変更をお願いします。第3種農地となっておりますので許可相当と認められます。

以上です。

議 長 それでは、議案第108号について現地調査した委員から報告をお願いします。
13番貴田徳正委員。

貴田委員 1 3 番貴田です。それでは報告いたします。

去る 6 月 5 日、一戸委員、事務局と現地調査をいたしました。転用する農地は、〇〇地区南側に位置している田の転用申請です。面積は 2 筆で 4 0 6 m²で、転用目的は普通住宅建築のためとなっております。申請地の周辺は、北側と南側が住宅、東側が畑、西側が町道であり、付近に被害を及ぼす恐れはないと認められます。

以上です。

議長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

瀬戸委員　はい。この位置図を見れば、西側の町道にかかっているように見えるのですが、何かあるのでしょうか。

事務局　　すいません。作成する段階でちょっとはみ出してしまっていて、重なっているように見えているだけです。すいません。

瀬戸委員 わかりました。

議 長 そのほかに何かありませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑討論を打ち切ります。

次に、議案第 1 0 9 号に関する、農地法処理基準第 3 の 8 に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

1 4 番一戸辰美委員。

一戸委員	はい、14番一戸です。それでは、報告いたします。 去る6月7日、貴田徳正委員、事務局と現地調査を行いました。 本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が6件、使用貸借が1件です。 いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項6号には該当しない権利取得と認められます。
------	--

	以上です
議 長	それでは、議案第 1 0 9 号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 1 0 9 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。 農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。 本案件は 6 件です。No. 1 から No. 6 について説明いたします。令和 6 年 5 月 1 5 日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が 1 件、普通売買が 3 件、贈与が 2 件です。 農地法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
瀬戸委員	はい。No. 1 について、以前私と鈴木委員があっせん会議の担当だった際に、来なかった人ではないですか。
事 務 局	はい。直前に取り消しまして、申請地がもっと多かったんですけど、最初の申請よりは減りました。
瀬戸委員	内容に変更があったということですね。わかりました。
三浦委員	はい。No. 2 や No. 4 は新規取得となっていますが、耕作面積の無い人でも取得できるのですか。
事 務 局	令和 5 年 4 月までは取得する面積と耕作している面積と合わせて 5 0 a 、 5 反歩以上なければダメという要件があったんですけども、令和 5 年 4 月から面積要件がなくなって家庭菜園目的等の少ない面積でも取得することは可能になりました。
三浦委員	そうすれば、この新規取得の人は農家でないということですね。わかりました。
議 長	そのほかに、質疑討論ございませんか。
佐藤委員	はい。耕作面積少なくても、農家でなくても農業委員会を通した売買になるということでしょうか。
事 務 局	農地に関しては、農業委員会を通した売買になります。 ただ、新規取得する方には営農計画書を添付して申請していただくようにしています。面積が少ないからといって簡単にいくわけではなく、いくら小さい面積でも営農計画書を添付していただく形にしております。
議 長	そのほかにありませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第 1 1 0 号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 1 1 0 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。 農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。 本案件は 1 件です。農地法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 契約期間は記載のとおりです。 以上です。

議 長	ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第 1 1 1 号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 1 1 1 号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は 1 5 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第 1 1 2 号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 1 1 2 号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は 5 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいま説明のありました議案第 1 1 2 号について、質疑討論ございませんか。
菊池委員	はい。備考のところに中間管理事業一括方式と書かれているのは、どのようなものですか。
事 務 局	間に中間管理機構が入っている貸し借りのことです。
菊池委員	売買であれば、支援センターが間に入るやり方があったと思いますが、貸借の方でそういうメリットはありますか。
事 務 局	メリットは、間に入っているので賃料が確実に支払われます。賃料は機構が払って、借りている人からも機構がまとめて徴収するところですかね。
菊池委員	間にひとつ入る感じになるのか。手数料も取られるのか。
事 務 局	そうですね。双方から多少取られます。 来年度からの貸し借りは、この中間管理事業を使用する方向へスライドする流れになっています。今までですと当人同士で楽にといいですか、貸し借りできたのですが、来年度からはスライドしていきます。
菊池委員	中間管理事業を使わないとだめになる可能性があるということなんですね。
事 務 局	そうですね。法律改正に伴って、それを活用しないとだめなような方向に行っています。
菊池委員	そしたら、来年からは貸借の方法の選択肢もなくなるかもしれない、なくなる方向に進んでいると

	いうことなんですね。
事務局	そうですね、みなさんそうなります。
議長	ほかに質疑討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑討論を打ち切ります。 それでは、表決に入ります。議案第１０８号から議案第１１２号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。
	【全員挙手】
議長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第６６号について事務局より説明願います。
事務局	報告第６６号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について。 農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。 №１について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】
議長	ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第６７号について事務局より説明願います。
事務局	報告第６７号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。 №１№２については、相続により所有権を取得したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】
議長	ないので質問を打ち切ります。
議長	暫時休憩します。(午後１時４９分)
	【暫時休憩】
議長	再会します。(午後１時５１分)
議長	本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第２８回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後１時５２分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月14日

議 長

委 員

委 員
